【1999 年 1 月 13 日】国民年金法等の一部を改正する法律の改正について（諮問書、要綱）年金審議会（第 32 回）

平成 11 年 1 月 13 日

年金審議会
会長　京極純一殿

厚生大臣　宮下創平

諮問書

国民年金法等の一部を改正する法律(平成 6 年法律第 95 号)を別添のとおり改正することについて、国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 6 条の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案要綱

1　平成 11 年度以後の国民年金の保険料額

平成 11 年度以後の国民年金の保険料額を、平成 10 年度の保険料額と同額の月額 13,300 円とすること。

2　施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

3　平成 11 年度の保険料を前納した者への還付

この法律の施行の日前に平成 11 年度の国民年金の保険料を前納した者については、その者の請求に基づき、平成 11 年 4 月 1 日以後、前納期間に係るこの法律による改正前後の国民年金の保険料額の差額に相当する額として政令で定める額を還付すること。